

# 屋外広告物 の手引き



甲府市

# 目次

<b>I 定義</b>	<b>P1</b>	<b>VII 屋外広告業について</b>	<b>P14</b>
1 屋外広告物とは	P1	1 屋外広告業の登録	P14
2 自家用広告物とは	P1	2 登録の申請	P14
<b>II 広告物等の制限</b>	<b>P2</b>	2.1 提出書類	P15
1 禁止広告物	P2	3 登録の拒否	P15
2 禁止物件	P2	4 登録事項の変更	P15
3 規制地域	P2	5 廃業等の届出	P16
3.1 禁止地域	P2	6 業務主任者の設置及びその責務	P16
3.2 許可地域	P3	7 業者の責務	P16
3.3 規制地域一覧	P3	8 登録の取消しと営業の停止	P16
<b>III 広告物の種類と基準</b>	<b>P4</b>	9 報告及び検査	P16
<b>IV 許可を受けることにより表示できる広告物</b>	<b>P4</b>	<b>VIII 違反広告物に対する措置及び罰則</b>	<b>P17</b>
1 許可共通基準	P4	1 違反広告物	P17
○建築物を利用する広告物等に係る基準	P5	2 罰則	P17
共通基準	P5		
自家用広告物に係る個別基準	P5		
2.3 自家用広告物以外の広告等に係る個別基準	P6		
3 建植する広告物	P7		
3.1 自家用広告物	P7		
3.2 自家用広告物以外の広告物等	P7		
3.3 道標・案内図	P8		
4 工作物を利用する広告物等	P9		
5 車両、船舶を利用する広告物等	P9		
6 簡易な広告物等	P9		
<b>V 許可が不要な広告物</b>	<b>P10</b>		
1 適用除外	P10		
2 適用除外基準	P10		
<b>VI 手続き・義務</b>	<b>P12</b>		
1 許可申請等の手続き	P12		
1.1 許可申請の流れ	P12		
1.2 管理者の設置	P12		
1.3 各種申告・届出時に必要な書類について	P13		
1.4 変更許可申請が不要な場合(軽微な変更)	P13		
1.5 許可期間と手数料	P14		
2 表示する者の義務	P14		
2.1 許可の表示	P14		
2.2 管理義務	P14		
2.3 除却義務	P14		

甲府市は、甲府盆地の中央に位置し、南に世界文化遺産である富士山、北に八ヶ岳、西に南アルプス連峰を望む、豊かな自然に恵まれた美しいまちです。

屋外に設置している広告看板等は、商業活動をアピールする一つの手段で、それぞれの個性を表現する有効なものですが、無秩序に設置されるとこの美しい自然やまちなみの景観を乱す原因にもなってしまいます。

甲府市では、美しい景観や風致の維持と公衆に対する危害を防止するため「甲府市屋外広告物条例」により、表示できる屋外広告物の設置基準を定めています。全国屈指の優れた自然景観を守るとともに、にぎわいの中にも落ち着きと気品のある景観が維持できるようご協力をお願いします。

## I 定義

### 1 屋外広告物とは

規制の対象となる「屋外広告物」とは、次の4つの要件を満たすものです。

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
- ②屋外で表示されるものであること
- ③公衆に表示されるものであること
- ④看板、立看板、貼紙及び貼札並びに広告物、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するものであること

営利を目的とする商業広告だけでなく、非営利的な物でも上記4要件を満たすものは「屋外広告物」となります。(文字だけでなく絵や写真など、イメージや観念を表すものも含まれます。)

なお、この冊子で「広告物」と表記しているものは「屋外広告物」を指します。

### 2 自家用広告物とは

自家用広告物とは、自己の氏名、名称、住所若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための、次の広告物です。

- ①自己の管理する住宅又は事業場の敷地内に表示するもの
- ②自己の管理する車両、船舶等に表示するもの

自家用広告物は、一定の規模の範囲内に限り、許可を受けずに表示することができます。(適用除外) 具体的には住宅又は事業場の敷地内で表示面積の合計が面積以下の場合です。

地域区分	住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計
第一種禁止地域	5㎡以下
その他の禁止地域・許可地域	10㎡以下

上記の規模を超える自家用広告物は、許可地域でかつ基準を満たす場合に許可を受けた上で表示することができます。

## Ⅱ 広告物等の制限

### 1 禁止広告物

次の広告物は、地域の区分に関係なく、屋外広告物条例の目的である「美観風致の維持」と「公衆に対する危険防止」のため、表示することはできません

- ①形状、面積、色彩、意匠その他、表示の方法が著しく美観風致を害するもの
  - ・著しく汚染し、退色し、又は塗装が剥離したもの
  - ・著しく破損し、又は老朽化したもの
- ②公衆に対して危害を及ぼすおそれのあるもの
  - ・構造又は表示もしくは設置の方法に危険性のあるもの
  - ・風雨、振動等により容易に破損し、落下し、又は倒壊するおそれのあるもの
  - ・人又は車の通行を著しく害するおそれのあるもの

### 2 禁止物件

まちなみを構成している物件や多くの人々が利用する施設等に広告物が表示されると、美観風致が害されることとなります。また、信号機等の施設に広告物が表示されると、その本来の機能を阻害することとなります。そこで、次の物件には地域の区分に関係なく広告物を表示することは出来ません。

- ①橋、トンネル、中央分離帯、植樹帯
  - ②信号機、道路標識、ガードレール等、道路管理のための施設や工作物
  - ③パーキングメーター、パーキングチケット発給設備
  - ④街路樹、路傍樹
  - ⑤消火栓、火災報知器
  - ⑥郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆便所
  - ⑦形像、記念碑等
  - ⑧景観法により指定された景観重要建造物、景観重要樹木
- また、電柱・街灯柱等には貼紙・貼札、立看板を表示・設置することはできません。

### 3 規制地域

屋外広告物は、静かで落ち着いた環境が望まれる住宅地、賑わいや活気のある商業地域などそれぞれの地域によって街並みを構成する要素としての役割が異なっているため、それぞれの地域が特性に合わせ規制ができるように、規制の必要な地域を、2種類の禁止地域(第一種、第二種)と3種の許可地域(第一種・第二種・第三種)に区分して規制基準を定めています。


#### 3.1 禁止地域

甲府市を代表するような自然環境、歴史的資産をとりまく景観、快適な住環境や都市の玄関口としての景観などを美しく保つため、広告物が原則表示できない地域を「禁止地域」としています。ただし、一定面積内の自家用広告物や道標、案内図など特定の広告物は表示できます。

### 3.2 許可地域

自然と生活が調和している地域や活発な商業活動を促進する地域において、広告物の乱立を防止し、景観との調和を図るため、一定の基準の範囲内で表示できる地域を「許可地域」としています。

### 3.3 規制地域一覧

規制区分		地域	
厳しい  緩い	禁止地域	<b>第一種禁止地域</b> 自然の保全・保護や、静穏な環境が特に優先される地域	
		設置可能な広告物 ・ 合計5㎡以下の自家用広告物（適用除外） ・ 道標、案内図	・ 景観地区、風致地区 ・ 重要文化財等に指定された建造物の敷地並びに史跡・名勝・天然記念物 ・ 風致保安林 ・ 自然公園の特別地域で都市計画区域外 ・ 自然環境保全地区のうち自然保存地区、景観保存地区、歴史景観保全地区 ・ 墓地など
		<b>第二種禁止地域</b> 自然の保護や、静穏な環境が優先される地域	
		設置可能な広告物 ・ 合計10㎡以下の自家用広告物（適用除外） ・ 道標、案内図	・ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 ・ 都市公園等 ・ 自然公園の特別地域で都市計画区域内など
	許可地域	<b>第一種許可地域</b> 自然と生活環境の調和のとれた地域	
			・ 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、市街化調整区域 ・ 自然公園の普通地域で都市計画法の用途地域外 ・ 景観法に基づく景観計画区域で市長が指定する区域など
<b>第二種許可地域</b> 生活環境を調和よく形成する地域			
	・ 自然公園の普通地域で都市計画法の用途地域内 ・ 市内の区域で第一種、第三種許可地域以外の地域など		
第三種許可地域 活発な商業活動を促進する地域		・ 都市計画法の用途地域のうち、商業地域	

## Ⅲ 広告物の種類と基準

### ●建築物を利用する広告物等

自家用広告物(許可基準:Ⅳ-2.1,2.2、適用除外基準:Ⅴ-2)

自家用以外の広告物(許可基準:Ⅳ-2.1、2.3)

### ●建植する広告物等

自家用広告物(許可基準:Ⅳ-3.1、適用除外基準:Ⅴ-2)

自家用以外の広告物(許可基準:Ⅳ-3.2)

道標・案内図(許可基準:Ⅳ-3.3)

### ●工作物を利用する広告物(許可基準:Ⅳ-4)

塀又は垣を利用する広告物等

電柱、街路柱その他これらに類するものに添加する広告物等

電柱等に巻き付ける広告物等

その他の工作物を利用する広告物等

### ●車両、船舶等を利用する広告物等(許可基準:Ⅳ-5、適用除外基準:Ⅴ-2)

### ●簡易な広告物(許可基準:Ⅳ-6、適用除外基準:Ⅴ-2)

広告幕(建築物の外壁を利用する懸垂幕を除く)

アドバルーン、貼紙、貼札、立看板又はのぼり、旗その他これらに類するもの

## Ⅳ 許可を受けることにより表示できる広告物

許可地域においては地域区分ごとの基準に適合し、かつ許可を受けることにより広告物を表示できます。ただし、道標・案内図は禁止地域であっても地域区分ごとの基準に適合し、かつ許可を受けることにより表示できます(Ⅳ-3.3)

### 1 許可共通基準

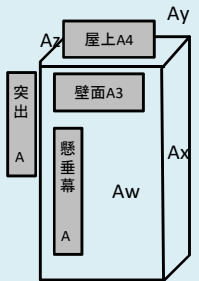
許可を受ける必要がある広告物全てにあてはまります

- 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致維持のために配慮されたものであること
- 回転灯を使用しないこと
- 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと
- 第一種及び第二種許可地域にあつては、表示の内容が変化するものでないこと  
ただし、第二種許可地域内の都市計画法による用途地域においては、自家用広告物であつて表示面積の合計が0.5㎡(両面に表示する場合にあつては1.0㎡)以内のものを、信号機の視認の妨げにならないと市長が認める方法により表示し、又は設置する場合はこの限りではない

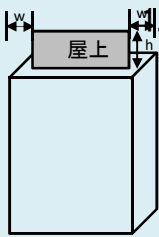
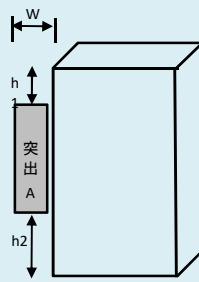
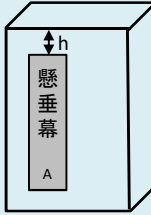
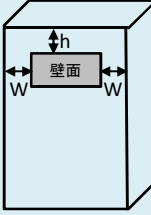


# ○建築物を利用する広告物等に係る基準

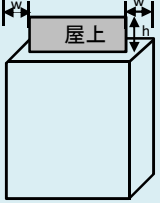
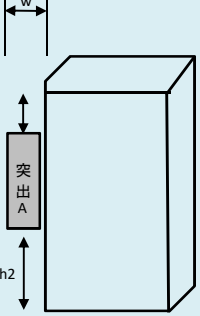
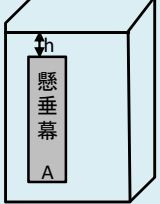
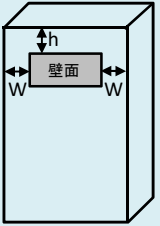
## 共通基準

建築物を利用する広告物等に係る共通基準			
広告物の種類・基準	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
 <p>表示面積の合計の当該建築物の外壁の面積の合計に対する割合。左図の割合  <math>(A1+A2+A3+A4) \div (Aw+Ax+Ay+Az)</math></p> <p>同一方向から見た場合における延直投影面積の割合の合計。左図の場合  <math>(A1+A2+A3+A4) \div Aw</math></p> <p>※自家用以外の広告物の表示面積も含め算出</p>	1/4以下	1/3以下	1/2以下
	3/10以下	1/2以下	7/10以下

## 自家用広告物に係る個別基準

自家用広告物に係る基準			
広告物の種類・基準	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
 <p>屋上に表示される広告物等</p>	高さ(h)	$h \leq 8m$	$h \leq 10m$
	その他	広告物等が全ての外壁面の延長から突出しないこと(W)	
2.外壁から突出する広告物等			
	高さ(h)	広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと(h1) 道路面からのクリアランス 車道: $h2 \geq 4.5m$ 、歩道: $h2 \geq 2.5m$ (※別途道路管理者の許可が必要)	
	表示面積(A)	1枚1方向につき: $A \leq 5m^2$	
	その他	外壁からの突出幅: $W \leq 1.5m$	
3.外壁を利用する広告物等(懸垂幕の場合)			
	高さ(h)	外壁の上端から突出しないこと(h)	
	表示面積(A)	1枚につき: $A \leq 30m^2$	
4.外壁を利用する広告物等(懸垂幕以外の場合)			
	高さ(h)	外壁面の上端から突出しないこと(h)	
	その他	外壁の側端から突出しないこと(W)	

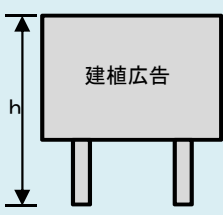
## 2.3 自家用広告物以外の広告物等に係る個別基準

自家用広告物以外の広告物等に係る基準				
広告物の種類・基準	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域	
1.屋上に表示され、又は設置される広告物等				
	高さ(h)	許可しない	$h \leq 5\text{m}$	
	表示面積(A)		1枚につき: $A \leq 5\text{m}^2$	/
	その他			
2.外壁から突出する広告物等				
	高さ(h)	許可しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと(h1)</li> <li>・道路面からのクリアランス 車道:h2 ≥ 4.5m 歩道:h2 ≥ 2.5m</li> <li>※別途道路管理者の許可必要</li> </ul>	
	表示面積(A)		1枚1方向につき $A \leq 5\text{m}^2$	
	その他		外壁からの突出幅: $W \leq 1.5\text{m}$	
3.外壁を利用する広告物等(懸垂幕の場合)				
	高さ(h)	許可しない	外壁の上端から突出しないこと(h)	
	表示面積(A)		1枚につき: $A \leq 30\text{m}^2$	
4.外壁を利用する広告物等(懸垂幕以外の場合)				
	高さ(h)	外壁の上端から突出しないこと(h)		
	表示面積(A)	1枚につき: $A \leq 3\text{m}^2$	/	
	枚数(N)	1壁面につき: $N \leq 2$ 枚		
	その他	外壁面の側端から突出しないこと(W)		

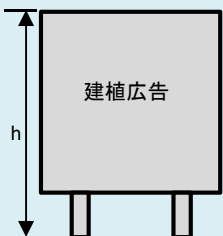


### 3 建植する広告物

#### 3.1 自家用広告物


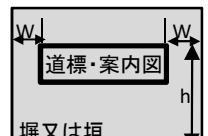
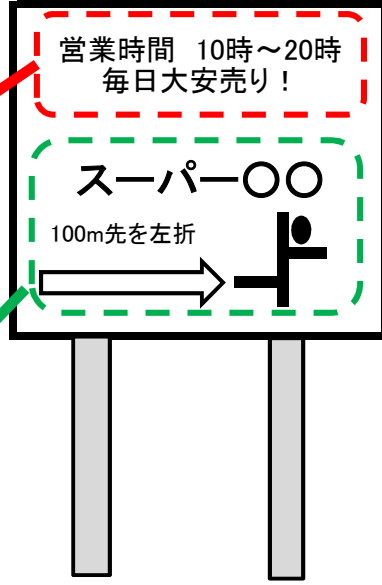
自家用広告物に係る基準				
区分		第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
	高さ(h)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<math>h \leq 12\text{m}</math></li> <li>・一方向の表示面積 <math>A &gt; 20\text{m}^2</math> の場合は <math>h \leq 5\text{m}</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<math>h \leq 15\text{m}</math></li> <li>・一方向の表示面積 <math>A &gt; 25\text{m}^2</math> の場合は <math>h \leq 5\text{m}</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<math>h \leq 15\text{m}</math></li> <li>・一方向の表示面積 <math>A &gt; 30\text{m}^2</math> の場合は <math>h \leq 5\text{m}</math></li> </ul>
	表示面積(A)の合計(S)	$S \leq 40\text{m}^2$	$S \leq 50\text{m}^2$	$S \leq 60\text{m}^2$

#### 3.2 自家用広告物以外の広告物等

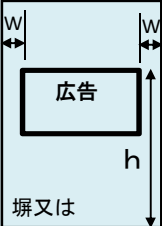
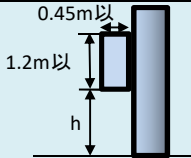
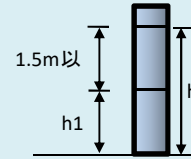
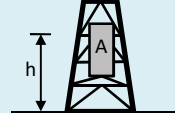
自家用広告物以外の広告物等に係る基準(道標・案内図3.3以外)					
区分		第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域	
	高さ(h)	5m以上 30m未満	許可しない	$h \leq 5\text{m}$ 用途地域内のみ許可	
		30m以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<math>h \leq 12\text{m}</math></li> <li>・一方向の表示面積 <math>A &gt; 25\text{m}^2</math> の場合は <math>h \leq 5\text{m}</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<math>h \leq 15\text{m}</math></li> <li>・一方向の表示面積 <math>A &gt; 30\text{m}^2</math> の場合は <math>h \leq 5\text{m}</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<math>h \leq 15\text{m}</math></li> <li>・一方向の表示面積 <math>A &gt; 35\text{m}^2</math> の場合は <math>h \leq 5\text{m}</math></li> </ul>
	表示面積(A)	5m未満	許可しない	許可しない	許可しない
		5m以上 15m未満		$A \leq 5\text{m}^2$ 用途地域内のみ許可	$A \leq 5\text{m}^2$
表示し又は設置する場所	15m以上 30m未満	$A \leq 50\text{m}^2$	$A \leq 15\text{m}^2$ 用途地域内のみ許可	$A \leq 15\text{m}^2$	
	30m以上		$A \leq 50\text{m}^2$	$A \leq 50\text{m}^2$	
色彩		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<math>V \geq 2</math></li> <li>・<math>C \leq 6</math>(色相がR、YR 又はYの場合:<math>C \leq 8</math>)</li> </ul>			
道路から展望できる広告物等		当該道路からの距離(L1) $L1 \geq 30\text{m}$ 相互間の距離(L2) $L2 \geq 30\text{m}$	当該道路からの距離(L1) $L1 \geq 30\text{m}$ (用途地域内: $L1 \geq 5\text{m}$ ) 相互間の距離(L2) $L2 \geq 30\text{m}$ (用途地域内: $L2 \geq 5\text{m}$ ) 信号機からの距離(L) $L \geq 30\text{m}$	当該道路からの距離(L1) $L1 \geq 5\text{m}$ 相互間の距離(L2) $L2 \geq 5\text{m}$ 信号機からの距離(L) $L \geq 30\text{m}$	
鉄道・軌道及び索動の用地から展望できる広告物等		これらの用地からの距離(L1) $L1 \geq 70\text{m}$ 相互間の距離(L2) $L2 \geq 50\text{m}$			

備考 この表において、色相、明度及び彩度とは、日本産業規格に定める方法により表示されるものをいう  
L、L1、L2は最短距離とする

### 3.3 道標・案内図

道標及び案内図に係る基準					
	第一種禁止地域	第二種禁止地域	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
高さ(h)	h ≤ 3m (塀又は垣を利用する広告物等:h ≤ 2.5m)		h ≤ 5m		
表示面積(A)	A ≤ 1㎡ (1方向の表示面積) 1㎡(以下) × 共同表示者の数 ≤ 10㎡(集合看板の場合) 複数の道標を表示または設置する場合 Ap:禁止地域における表示面積の合計(㎡) As:許可地域における表示面積の合計(㎡) Ap ÷ 5.0 + As ÷ 10.0 ≤ 1		A ≤ 2㎡ (1方向の表示面積) 2㎡(以下) × 共同表示者の数 ≤ 16㎡(集合看板の場合)		
色彩	色相 R, YR, Y, GY又はG	2 ≤ V ≤ 8 (第一種低層住居専用 地域及び第二種低層 住居専用地域:V ≥ 2)	V ≥ 2 C ≤ 6 (色相がR, YR又はYの 場合:C ≤ 8)		
最大面積色の明度(V)	3 ≤ V ≤ 7				
最面積色の彩度(C)	C ≤ 4 (色相がR, YR, Y 又はGYの場合:C ≤ 6)	C ≤ 6 (色相がR, YR又はYの 場合:C ≤ 8)			
その他	<p>建築物を利用する広告物等については、次に掲げる全ての要件を満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①外壁を利用する広告物等であること</li> <li>②広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと(H)</li> <li>③広告物等が外壁の側端から突出しないこと(W)</li> <li>④1壁面につき2枚以下であること</li> </ol> <p>塀又は垣を利用する広告物等にあっては、広告物等の側端が塀又は垣の面の側端及びその延長線から突出しないこと(W)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>建築物</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>塀又は垣</p> </div> </div> <p>◎表示または設置する場所は、誘導のためやむを得ないと認められるものであること</p> <p>◎ネオン管を使用しないこと</p> <p>◎照明が点滅しないこと</p> <p>◎表示の内容が変化するものでないこと(第三種許可地域を除く)</p> <p>◎主たる表示内容が、誘導を目的としたものであること</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> <p>誘導目的以外の表示面積</p> </div> <div style="font-size: 2em;">←</div> <div style="border: 2px solid green; padding: 5px; text-align: center;"> <p>誘導目的の表示面積</p> </div> </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>●住所、電話番号、業種名、営業日、時間、URL、キャッチフレーズ、写真、絵画等、誘導目的以外の表示内容 ※背景は出来る限り無地とすること。</p> </div> <div style="border: 2px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>●誘導目的の表示面積は全体表示面積の過半であること ●誘導目的の表示内容は、店舗・事業所名(企業ロゴを含む)、方向、案内図、距離 等で営業内容を含まないもの ●店舗・事業所名のほかに誘導に必要な方向、案内図、距離等を必ず表記すること ※背景は無地とすることが望ましい。 ※同一目的地への案内の場合、原則的に相互間距離は500m以上かつ目的地から10km以内への設置に限る。</p> </div> <div style="margin-top: 20px;">  </div>				

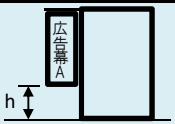
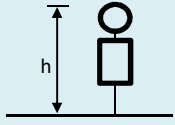
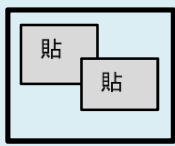
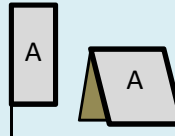
## 4 工作物を利用する広告物等

工作物を利用する広告物に係る基準				
広告物の種類・基準	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域	
塙、垣、フェンス等を利用する広告物等				
	高さ(h)	$h \leq 2.5\text{m}$		
	表示面積(A)	$S \leq 20\text{m}^2$		
	一方向の表示面積(A)の合計(S)	但し、自家用広告物以外の広告物等の1枚の表示面積: $A \leq 2\text{m}^2$		
	枚数(N)	自家用広告物以外の広告物等(1方向につき): $N \leq 2$ 枚		
	その他	塙又は垣の壁面の側端及びその延長線から突出しないこと(W)		
電柱、街灯柱その他これらに類するもの(以下「電柱等」という)に添加する広告物等				
	路面からのクリアランス(h)	車道: $h \geq 4.5\text{m}$ 歩道: $h \geq 2.5\text{m}$		
	大きさ	縦 $\leq 1.2\text{m}$ 横 $\leq 0.45\text{m}$		
	枚数(N)	電柱等1本につき1枚		
電柱等に巻き付ける広告物等				
	高さ(h)	下端までの高さ(h1): $h1 \geq 1.2\text{m}$ 上端までの高さ(h2): $h2 \leq 3.5\text{m}$		
	大きさ	縦 $\leq 1.5\text{m}$		
	枚数(N)	電柱等1本につき: $N \leq 2$ 個		
その他の工作物を利用する広告物等				
	高さ(h)	$h \leq 23\text{m}$	$h \leq 30\text{m}$	$h \leq 47\text{m}$
	表示面積(A)	1工作物につき表示面積(A)の合計(S): $S \leq 30\text{m}^2$		

## 5 車両、船舶を利用する広告物等

車両、船舶等を利用する広告物等に係る基準			
広告物の種類・基準	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
表示面積(A)	1方向の表示面積(A)の合計(S): $S \leq 5\text{m}^2$ 以下 1車両、船舶等につき表示面積(A)の合計(S): $S \leq 10\text{m}^2$ バス及び電車にあっては、1車両につき表示面積の合計が底部を除く表面積の3/10以下		

## 6 簡易な広告物等

簡易な広告物等に係る基準			
広告物の種類・基準	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
広告幕(建築物の外壁を利用する懸垂幕を除く)			
	道路面からのクリアランス(h)	車道: $h \geq 4.5\text{m}$ 歩道: $h \geq 2.5\text{m}$	
	表示面積(A)	1枚(表裏両面)につき表示面積(A): $A \leq 30\text{m}^2$	
アドバルーン			
	高さ(h)	$h \leq 50\text{m}$	
	表示面積(A)	1つにつき表示面積(A): $A \leq 30\text{m}^2$	
貼紙又は貼札			
	表示面積(A)	1枚につき表示面積(A): $A \leq 1\text{m}^2$	
立看板又はのぼり旗、その他これらに類するもの			
	1方向の表示面積(A)の合計(S)	1つ(表裏両面)につき表示面積(S): $S \leq 2\text{m}^2$	

# V 許可が不要な広告物

## 1 適用除外

自家用広告物や以下の広告物は一定の基準内で表示された場合に限り、許可を受けずに表示することができます。

### 自家用広告物以外の適用除外広告物

- ・公職選挙法等、法令の定めるところにより行う選挙運動のために表示するもの
  - ・他の法令の規定に基づいて表示するもので、その企画又は場所が定められているもの
  - ・自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの(①)
  - ・国又は地方公共団体が、公益目的のために表示するもの
  - ・公益上必要な物件に寄贈者名等を表示する広告物(②)
  - ・冠婚葬祭、祭礼等のために一時的に表示するもの
  - ・集会、行事、催し物等のため又は政治活動その他の収益を目的としない活動のために、7日以内の期間を限って表示するもの(③)
  - ・政治資金規正法の規定による届出を行った政治団体が、政治活動のために表示する貼紙、貼札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するもの(④)
- ただし、広告物により禁止地域内では適用除外とならず表示できないものもあります。

## 2 適用除外基準

広告物の種類・基準	禁止地域		許可地域			
	第一種禁止地域	第二種禁止地域	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域	
自己の管理する土地・物件に管理上必要な広告物 (①)						
	高さ(h)	$h \leq 3m$				
	表示面積(A)	一団の土地又は1物件につき表示面積(A)の合計 $(S): S \leq 1m^2$	一団の土地又は1物件につき表示面積(A)の合計(S): $S \leq 3m^2$			
	色彩 最大面積色の明度(V) 最大面積色の彩度(C)	・色相: R, YR, Y, GY又はG $.3 \leq V \leq 7$ ・ $C \leq 4$ (色相がR, YR, Y又はGYの場合 $C \leq 6$ )	$.2 \leq V \leq 8$ (第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域 $V \geq 2$ ) ・ $C \leq 6$ (色相がR, YR又はYの場合: $C \leq 8$ )	$V \geq 2$ ・ $C \leq 6$ (色相がR, YR又はYの場合: $C \leq 8$ )	/	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上へ掲出されるものではないこと</li> <li>・ネオン管を使用していないこと</li> <li>・回転灯を使用していないこと</li> <li>・照明が点滅しないこと</li> <li>・蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと</li> <li>・表示の内容が変化するものでないこと</li> </ul>				
寄贈者等を表示する広告物 (②)						
表示面積(A)	・同一方向から見た場合における広告物の鉛直投影面積と当該広告物が表示される物件の鉛直投影面積の割合: 1/20以下 $A \leq 0.5m^2$					
個数	・1物件につき1個					
集会等及び政治活動等の広告物(7日以内の期限に限る) (③)						
表示の内容	・表示し、又は設置しようとする者の氏名又は名称、住所及び表示し、又は設置しようとする期間が見やすい箇所に記載されたものであること					
政治活動のために表示するはり札、はり紙、広告旗、立看板等 (④)						
貼紙又は貼札等	表示面積(A)	表示できない		1枚につき表示面積: $A \leq 1m^2$		
広告旗又は立看板等	表示面積(A)			1個につき表示面積: $A \leq 2m^2$		

備考 この表において、色相、明度及び彩度とは、日本産業規格に定める方法により表示されるものをいう

広告物の種類・基準	禁止地域		許可地域		
	第一種禁止地域	第二種禁止地域	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域

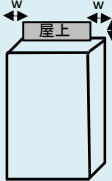
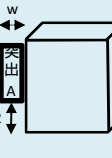
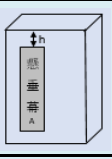

自家用広告物に係る適用除外基準

共通基準

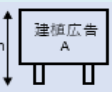
1.表示する広告物の合計面積	$S \leq 5m^2$	$S \leq 10m^2$		
2.その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネオン管を使用していないこと</li> <li>回転灯を使用していないこと</li> <li>照明が点滅しないこと</li> <li>蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと</li> <li>表示の内容が変化するものでないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>回転灯を使用していないこと</li> <li>照明が点滅しないこと</li> <li>蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと</li> <li>表示の内容が変化するものでないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>回転灯を使用していないこと</li> <li>蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと</li> <li>表示の内容が変化するものでないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>回転灯を使用していないこと</li> <li>蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと</li> </ul>

個別基準

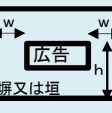
(1)建築物を利用する広告物等に係る基準

	屋上に表示され、又は設置される広告物等				
	高さ(h)	$h \leq 5m$	$h \leq 8m$	$h \leq 10m$	$h \leq 16m$
	表示面積(A)	1個につき1方向: $A \leq 4m^2$		1個につき1方向: $A \leq 10m^2$ ※	
その他	外壁の延長面から突出しないこと(W)				
	外壁から突出する広告物等				
	高さ(h)	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと</li> <li>道路面からのクリアランス 車道:<math>4.5m \leq h_2</math> 歩道:<math>2.5m \leq h_2</math> (※別途道路管理者の許可が必要)</li> </ul>			
	表示面積(A)	1個につき1方向: $A \leq 4m^2$		1個につき1方向: $A \leq 5m^2$	
その他	外壁からの突出幅: $W \leq 1.5m$				
	外壁を利用する広告物等(懸垂幕に限る)				
	高さ(h)	広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと			
その他	1個につき1方向: $A \leq 4m^2$		1個につき1方向: $A \leq 5m^2$		
	外壁を利用する広告物等(懸垂幕を除く)				
	高さ(h)	広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと			
	表示面積(A)	1個につき1方向: $A \leq 4m^2$		1個につき1方向: $A \leq 10m^2$ ※	
その他	外壁の上端から突出しないこと				

(2)建植する広告物等に係る基準

	高さ(h)	$h \leq 5m$	$h \leq 12m$	$h \leq 15m$
	表示面積(A)	1個につき1方向: $A \leq 4m^2$		1個につき1方向: $A \leq 5m^2$

(3)工作物を利用する広告物等に係る基準

	塀又は垣を利用する広告物等				
	高さ(h)	$h \leq 2.5m$			
その他	塀又は垣の壁面の側端及びその延長線から突出しないこと(W)				
その他の工作物を利用する広告物等					
高さ(h)	$h \leq 10m$	$h \leq 23m$	$h \leq 30m$	$h \leq 47m$	

(4)簡易な広告物等に係る基準

広告幕(建築物の外壁を利用する懸垂幕を除く。)					
高さ(h)	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路面からのクリアランス 車道:<math>h \leq 4.5m</math> 歩道:<math>h \leq 2.5m</math></li> </ul>				

自家用広告物に係る適用除外基準(車両・船舶)

表示面積(A)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1方向の表示面積(A)の合計(S):<math>S \leq 5m^2</math></li> <li>1車両、船舶等につき表示面積(A)の合計(S):<math>S \leq 10m^2</math></li> <li>バス及び電車にあっては、1車両につき表示面積の合計が底部を除く表示面積の3/10以下</li> </ul>
---------	---

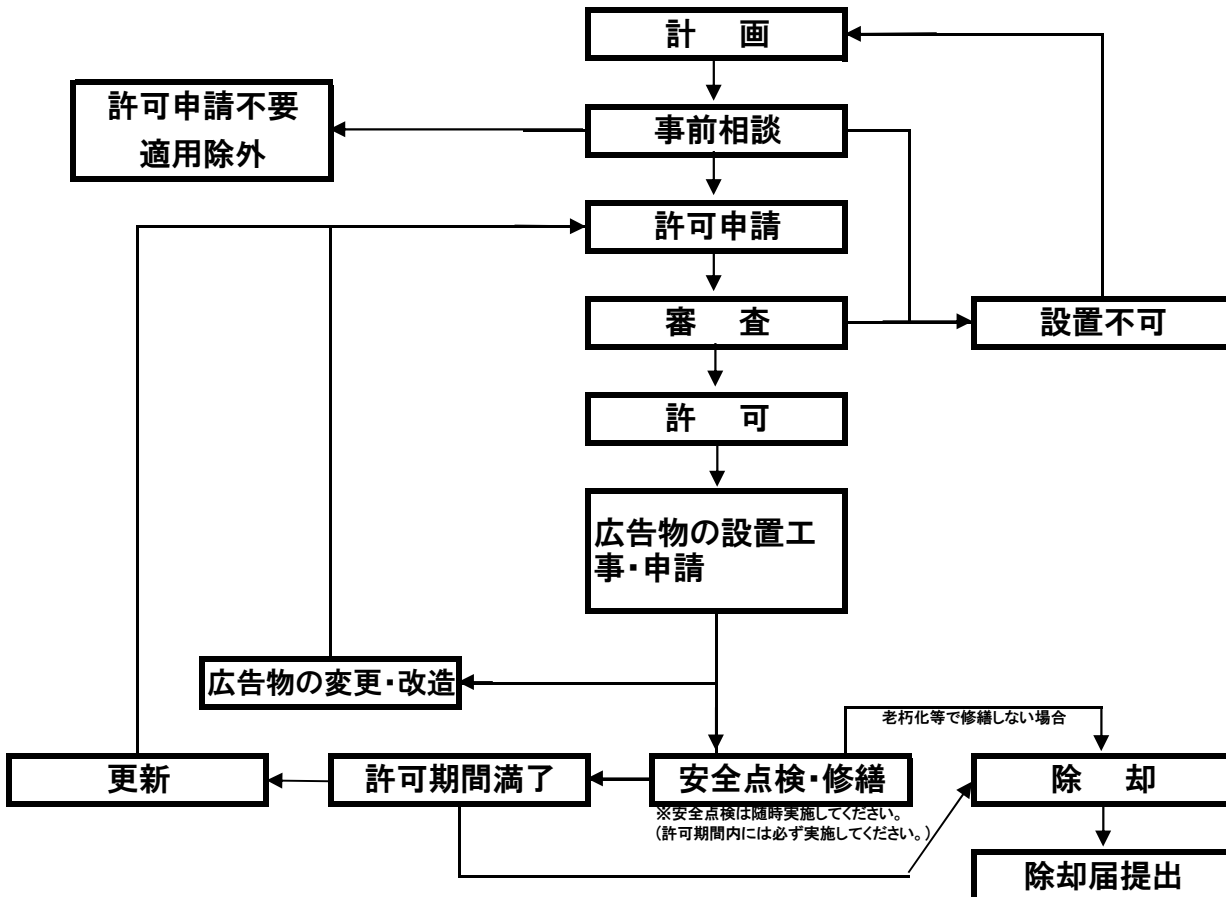
※他に広告物を設置しない場合の最大面積。

# 手続き・義務

## 1 許可申請等の手続き

適用除外とならない広告物を設置・表示するためには、原則として市長の許可が必要です。

### 1.1 許可申請の流れ



#### ○申請等の時期

- 新たに広告物を表示する場合(新規申請):表示しようとする日の10日前まで
- 既に許可を受けている広告物を変更する場合(変更):変更しようとする日の10日前まで
- 許可期間満了後も引き続き広告物を表示する場合(更新):許可期限の10日前まで
- 広告物を除却(撤去)する場合(除却):除却後5日以内

### 1.2 管理者の設置

許可が必要な広告物は管理者を置かなければなりません。また、広告物の上端までの高さが地上から4m以上のものがある場合は、次のいずれかの資格を有する管理者でなければなりません。(ただし、上端までの高さが地上から4m以上のものでも、壁面に直接塗装された広告物だけの申請の場合は資格は必要ありません。)

- ① 屋外広告士
- ② 建築士(一級・二級問わず)
- ③ 上記のほか屋外広告業における業務主任者になりうる資格

なお次の物件単独の申請の場合、管理者は不要です。(安全点検は実施してください。)

・貼紙、貼札、広告旗、立看板、車両、船舶に表示するもの、その他これらに類するもの。(ただし、これら単独の申請に限ります。)



### 1.3 各種申請・届出時に必要な書類について

●添付が必ず必要なもの ▲場合により添付が必要なもの

申請・届出の 提出書類	新規申請	変更申請	変更届		更新申請	除却届	備考
			広告物等の 表示者等	管理者変更			
申請書・届出書	●	●	●	●	●	●	
管理者設置届	●	●					広告物等の上端までの高さが地上から4mを超える場合は、資格を有する管理者の必要があるため、資格証の写しを添付すること
屋外広告物自己点検報告書	▲				●		既存躯体を再利用する場合は添付すること
委任状	▲	▲			▲		委任されている場合のみ添付
付近見取図	●				●		・設置場所は赤色で表示すること ・写真撮影箇所、方向を表示すること
写真	●	●			●	●	不特定多数の人が見る方向からのもので、 新規：設置する場所の状況 変更：現在掲出されている状況 更新：現在掲出されている状況 除却：除却された状況
図面・仕様書等	●	●			●		(例)配置図、広告物の設計図、広告物の面積集計表、壁面利用広告物の立面図
確認済証の写し等	▲				▲		堅牢なものであることを証明する場合のみ添付する
土地・建築物等使用承諾書	▲				▲		他人所有の土地・建築物等を利用する場合は添付（道路敷地にかかる場合、道路管理者の許可が必要）
返信用の封筒（切手共）	▲	▲			▲		郵送にて許可証を受け取りたい場合のみ添付する
手数料	※	※			※		※申請書の審査及び現地確認後に金融機関での支払い用紙を郵送。（山梨県収入証紙は使用不可）
提出部数	2部	2部	1部☆	1部☆	2部	1部☆	副本返送が必要な場合は、申請書類を2セット提出すること

○返信用封筒の切手について

[返却用書類(副本)の重さ] + [許可済証 約2g] + [許可書 約8g] の合計の重さにあたる切手代を目安としてください。

### 1.4 変更許可申請が不要な場合(軽微な変更)

- ① 広告物等の管理のために通常必要と認められる補強又は修繕で、当該広告物等の主たる構造及び許可時に付された条件の変更を伴わないもの
- ② 広告物の塗装替えて表示の内容、面積、色彩又は意匠の変更を伴わないもの
- ③ 興行場に設置した広告物掲出物件に掲出される、当該興行場の興行の内容を表示する広告物の短期的かつ定期的な変更で、当該物件の位置及び形状の変更を伴わないもの
- ④ 自己の管理する事業場に設置した懸垂幕で、自己の営業の内容を表示する内容の短期的かつ定期的な変更で、当該物件の位置及び形状の変更を伴わないもの
- ⑤ 掲示板に掲出される貼紙の短期的かつ定期的な変更で、当該物件の位置及び形状の変更を伴わないもの



## 1.5 許可期間と手数料

種類・種別		許可期間	照明有無	手数料(円)	
貼紙		60日	なし	100枚までごと	470
貼札		60日		10枚までごと	600
立看板		60日もしくは2年以内		5枚までごと	1,290
アーチ		3年以内		1基につき	2,680
車両、船舶等に表示等するもの		2年以内		1㎡までごと	220
電柱、街灯柱等に表示等するもの		60日もしくは2年以内		5個までごと	1,250
横断幕、懸垂幕		60日もしくは2年以内		1㎡までごと	400
アドバルーン		60日もしくは2年以内		1基につき	1,710
のぼり、旗等		60日もしくは2年以内		5本までごと	1,000
その他広告物等	堅牢でないもの	1年以内		1㎡までごと	400
		2年以内			600
	堅牢なもの*	2年以内			400
		3年以内	600		

※「堅牢なもの」とは、耐久性を有する構造で建築基準法に基づき建築主事等の確認を受けた広告物をいいます。

### ○許可期間について

- ・許可期間（60日、1年以内、2年以内、3年以内）毎に申請をしてください。
- ・複数の種類、種別の広告物が混在する申請は可能ですが、その場合の許可期間は、対象となる広告物のうち最も短い許可期間となります。（例えば、懸垂幕とその他の工作物（堅牢なもの）を混在して申請を行う場合の許可期間は、最長で2年間となります。）

### ○照明装置付きの広告物等について

- ・照明装置付きの広告物等の手数料は、上表の金額に1.2を乗じた金額となります。
- ・照明装置付き場合の手数料の例
  - ・横断幕、懸垂幕（60日もしくは2年以内）：480円/㎡
  - ・その他の広告物等（堅牢でないもの・2年以内）：720円/㎡
  - ・その他の広告物等（堅牢なもの・2年以内）：480円/㎡

## 2 表示する者の義務

広告物を表示する者には、許可の要不要にかかわらず次の義務があります。

### 2.1 許可の表示

許可を受けた場合、その旨の表示が必要です。許可の際、許可済証（シール）を交付しますので許可を受けた広告物に貼付してください。

### 2.2 管理義務

広告物を表示する者または広告物の管理者は、その広告物が見苦しくなったり、危険な状態にならないよう管理を怠らず、良好な状態に保持しなければなりません。

### 2.3 点検義務

広告物を表示する者または広告物の管理者は、その広告物の劣化及び損傷状況について、打診又は触診による点検を行わなければなりません。また、地上から上端までの高さが4mを超える広告物は、次のいずれかの資格を有する者が点検者となる必要があります。

屋外広告士・屋外広告物講習会修了者・建築士  
職業訓練修了者・職業訓練指導員免許保持者（いずれも広告美術科に係るものに限る） など

### 2.4 除却義務

広告物を表示する必要がなくなったとき、許可期間が満了したとき、または許可が取り消された時などは、遅滞なくその広告物を除却しなければなりません。

## Ⅶ 屋外広告業について

### 1 屋外広告業の登録

屋外広告業とは、広告主から広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。甲府市内で屋外広告業を営む場合には、市内での営業所の有無を問わず、あらかじめ屋外広告業の登録を受けなければなりません。またその場合、営業所ごとに屋外広告物講習会修了者等の有資格者を業務主任者として選任しなければなりません。

## 2 登録の申請

屋外広告業の登録を受けようとするときは、次の書類及び手数料を提出してください。なお、登録の有効期限は5年です。引き続き屋外広告業を営むときは、登録機関の満了日の30日前までに更新の登録申請が必要です。

### 2.1 提出書類

- ・屋外広告業登録申請書(新規・更新)(第12号様式)
  - ・誓約書(第13号様式)
  - ・略歴書(法人である場合はその取締役等全員のもの)(第14号様式)
  - ・業務主任者が有資格者であることを証明する書面  
(屋外広告士証、屋外広告物講習会修了証等の写し)
  - ・登録申請者が個人の場合は申請者の住民票の抄本、法人の場合はその法人の登記事項証明書
  - ・業務主任者の住民票の抄本(登録申請者が個人の場合で業務主任者を兼ねるときは不要)
- ※登録手数料(10,000円)については、申請書類審査後に発送する納付書にて納付してください。

## 3 登録の拒否

登録申請者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書もしくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けているときは登録できません。

- ①登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- ②屋外広告業者で法人であるものが登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しない者
- ③営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ④屋外広告物法に基づく甲府市の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤甲府市暴力団排除条例に規定する暴力団員等
- ⑥屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①～⑤又は⑦のいずれかに該当するもの
- ⑦法人でその役員のうち①～⑤までのいずれかに該当するものがあるもの
- ⑧暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ⑨業務主任者を選任していない者

## 4 登録事項の変更

登録の内容に変更があったときは、屋外広告業登録事項変更届けにより30日以内に届け出てください。届出は、変更の内容に応じて、次の書類を提出してください。

変更内容	提出書類
称号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあってはその代表者名に変更がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告業登録事項変更届け(第15号様式)</li> <li>・住民票の抄本(個人の場合)</li> <li>・登記事項証明書(法人の場合)</li> </ul>
営業所の名称及び所在地に変更がある場合 (商業登記の変更が必要な場合に限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告業登録事項変更届け(第15号様式)</li> <li>・法人の登記事項証明書</li> </ul>
法人の役員氏名に変更がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告業登録事項変更届け(第15号様式)</li> <li>・法人の登記事項証明書</li> <li>・誓約書(第12号様式)</li> <li>・略歴書(第13号様式)</li> </ul>
法定代理人に変更がある場合 (申請者が未成年である場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告業登録事項変更届(第15号様式)</li> <li>・誓約書(第13号様式)</li> <li>・略歴書(第14号様式)</li> <li>・住民票の抄本(法定代理人が法人にあっては登記事項証明書)</li> </ul>
業務主任者及び業務主任者が業務を行う営業所に 変更がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告業登録事項変更届(第15号様式)</li> <li>・業務主任者が有資格者であることを証する書面 (屋外広告士証や屋外広告物講習会終了証等の写し)</li> <li>・業務主任者の住民票の抄本</li> </ul>

## 5 廃業等の届出

屋外広告業者が次のいずれかに該当することになったときは、屋外広告業廃業等届(第16号様式)を30日以内に届け出なければなりません。

廃業等の理由	届出者
死亡した場合	相続人
法人が合併により消滅した場合	法人を代表する役員であった者
法人が破産手続き開始の決定により解散した場合	破産管財人
法人が合併及び破産手続き開始の決定以外の理由により解散した場合	精算人
県内において屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人 又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

## 6 業務主任者の設置及びその責務

屋外広告業者は、営業所ごとに次の資格者の中から業務主任者を選任しなければなりません。

- ① 屋外広告士
- ② 甲府市又は各自治体が行う屋外広告物講習会修了者
- ③ 職業訓練修了者、職業訓練指導員免許保持者(いずれも広告美術科に係わるものに限る)、技能検定合格者(広告美術仕上げに係わるものに限る)など

業務主任者は、屋外広告物条例その他広告物等の表示及び設置に関する法令の規定に違反することがないように、当該営業所において屋外広告業に従事する者を監督しなければなりません。

## 7 業者の責務

### 7-1 標識の掲示

屋外広告業者は、公衆の見やすい場所に屋外広告業者登録票(第19号様式)を掲げなければなりません。

### 7-2 帳簿の備え付け

屋外広告業者は、営業所ごとに帳簿(第20号様式)を備え、また各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間これを保存しなければなりません。この帳簿は契約ごとに作成する必要があります。

## 8 登録の取消しと営業の停止

屋外広告業者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6ヶ月以内の期間を定めてその営業の全部もしくは一部の停止を命ずることがあります。

- ① 不正の手段により屋外広告業の当録を受けたとき
- ② 登録の拒否要件に該当することとなったとき
- ③ 登録内容に変更がある場合にその届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ④ 甲府市屋外広告物条例又はこれらに基づく処分に違反したとき

## 9 報告及び検査

市長は、必要により屋外広告業者に対し報告を求め、また営業所等に立ち入り、帳簿、書類等の検査や関係者に対する質問を行うことがあります。

## Ⅷ 違反広告物に対する措置及び罰則

### 1 違反広告物

条例や規則に違反した広告物とは次のものです。

- ① 禁止広告物
- ② 禁止物件や禁止地域に適用除外となる要件を超えて表示された広告物
- ③ 必要な許可を受けずに表示された広告物
- ④ 許可条件に対する違反や、管理義務・除却義務を怠った広告物

#### 1.1 措置等

違反した者に対しては次のような措置等が行われる場合があります。

- ① 広告物の表示等の許可を受けた者に違反等があった場合、許可を取り消します
- ② 違反広告物を表示した者に対して、表示の停止、改修、移転、除却その他必要な措置を行うよう勧告します
- ③ 勧告に従わない場合はその勧告内容(氏名等)を公表し、必要な措置を命じます

### 2 罰則

屋外広告物条例に違反すると次のような罰則が課せられることがあります

- ① 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
  - ・登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
  - ・不正の手段により登録を受けたとき
  - ・営業停止の命令に違反した者
- ② 50万円以下の罰金
  - ・違反に対する措置命令に従わなかった者
- ③ 30万円以下の罰金
  - ・禁止物件での広告物表示等、あるいは禁止地域及び許可地域の規定に違反して広告等を表示した者
  - ・許可を受けた広告物等を、変更の許可を受けずに変更し、又は改造した者
  - ・許可期間満了又は許可取り消しとなった広告物等を除却しなかった者
  - ・広告物を表示する者等で市長の求めに対し報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、又は検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者
  - ・屋外広告業の登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - ・業務主任者を選任しなかった者
  - ・屋外広告業者で市長の求めに対し報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者
- ④ 上記①～③については違反の行為者を罰するだけでなく、その法人等に対しても罰金刑を適用する
- ⑤ 5万円以下の過料
  - ・廃業の届出を怠った者
  - ・営業所に標識を掲げない者
  - ・営業所に帳簿を備えず、帳簿に記載せず、もしくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

## お問い合わせ先

### 屋外広告物担当窓口

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内1-18-1 甲府市役所 まちづくり部 都市計画課(本庁舎7階)

TEL:055-237-5829 FAX:055-232-4834

受付時間:午前8:30~午後5:15(土・日・祝・年末年始を除く)

甲府市役所ホームページアドレス(屋外広告物について)

<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/toshikekaku/machi/kekaku/kekan/documents/okugai.html>

※甲府市以外の山梨県全域の屋外広告物については、山梨県屋外広告物条例が適用されます。

申請は山梨県の各建設事務所または各市町村になります。詳細については、山梨県ホームページをご覧ください。

山梨県ホームページアドレス(屋外広告物について)

<https://www.pref.yamanashi.jp/machi/machi/keikan/kokoku.html>